



福岡医発第1048号(地)
令和元年7月11日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本事業については、主に美容医療サービスを提供する医療機関のウェブサイトに不適切な表示が認められる等の指摘があったことを踏まえ、新たに「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始することを、平成29年9月11日付福岡医発第1551号(地)「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について」にてご案内申し上げました。

当該事業においては、厚生労働省の委託業者がガイドライン等に違反する疑いのある不適切な表示を行っている医療機関に対して注意喚起を行うとともに、改善対応が確認できなかった場合は都道府県等に情報提供がなされます。

本事務連絡は、今般、委託業者の変更とともに、医療広告ガイドラインに抵触しているウェブサイトを持つ医療機関宛の注意喚起文書にて、抵触内容を明示すること等について周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただき、貴会会員へご周知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療情報システム担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

日医発第 346 号（地 121）

令和元年 6 月 26 日

都道府県医師会

会 長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、医政局総務課長より本職に対しても周知につき協力依頼がありました。

本事業については、主に美容医療サービスを提供する医療機関のウェブサイトには不適切な表示が認められる等の指摘があったことを踏まえ、新たに「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」を開始することを、平成 29 年 8 月 30 日付「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について」（地 I 149）にてご案内申し上げます。

当該事業においては、厚生労働省の委託業者がガイドライン等に違反する疑いのある不適切な表示を行っている医療機関に対して注意喚起を行うとともに、改善対応が確認できなかった場合は都道府県等に情報提供がなされるものであります。

本事務連絡は、今般、委託業者の変更とともに、医療広告ガイドラインに抵触しているウェブサイトを持つ医療機関宛の注意喚起文書にて、抵触内容を明示すること等について周知を依頼するものであります。

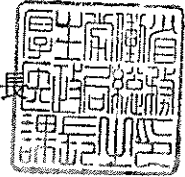
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下会員等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



医政総発0619第1号
令和元年6月19日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生
主管部（局）宛てに送付いたしました。この点、御了知のうえ、貴会会員に
対する周知方よろしくご配慮願います。

事 務 連 絡
令和元年 6 月 19 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業について

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業については、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について」（平成 29 年 8 月 24 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、適切な対応や周知をお願いしてきたところです。

厚生労働省から外部業者に委託して実施している医業等に係るウェブサイトの調査・監視業務については、委託業者の変更により、問い合わせ先等の変更がありますが、昨年度と同様に、委託業者が「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）等に抵触する内容を発見した場合、医療機関等に対して医療広告ガイドライン等の周知（別添 1）を行いますので、管下の関係団体、医療機関等への周知をお願いいたします。また、委託業者が医療機関等に対して周知を行っても改善対応が確認できなかった場合、委託業者から都道府県等に情報提供（別添 2）がなされますので、情報提供された内容を確認のうえ、必要があると判断された場合には、適切な指導をお願いいたします。

（参考）

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業ホームページ

<http://iryoukoukoku-patroll.com>

以上

2019 年 x 月 x 日

〇〇クリニック 殿

貴医療機関のウェブサイトに関する注意喚起について

厚生労働省医政局総務課

平素より厚生労働行政の推進についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、当省は「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、医療機関のウェブサイト等の適正化に向けて監視を行っております。

このたび、貴医療機関のウェブサイトについて、当省より示している「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に抵触する内容が発見されたことから、医療広告ガイドラインを周知するために本状を送付することといたしました。

つきましては、本状の内容についてご確認の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本状到達後 1 か月を目途として改善状況の確認を実施いたします。改善が認められない場合については、違反の状況を勘案して都道府県等に対する情報提供を実施することがあることを予めご了承ください。

ご不明の点がありましたら、下記の問い合わせ先までメールにてご連絡をいただきますようお願いいたします。

医療機関の名称	〇〇クリニック
所在地	〒160-0021 東京都新宿区・・・
電話番号	03-5155-・・・
当該事案の最終確認日	2019 年 x 月 x 日
医療広告ガイドラインに抵触している内容	「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に照らして、別紙 1 の内容において抵触が確認されました。（別紙 1 を参照のこと。）

別紙 1 の内容以外についても合わせてご確認いただき、医療広告ガイドラインを踏まえたご対応をお願いします。

（医療広告ガイドライン及び Q & A の掲載場所）

厚生労働省ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療＞医療法における病院等の広告規制について

【医療広告ガイドライン ダウンロード先】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000209841.pdf>

【医療広告ガイドラインに関する Q & A ダウンロード先】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000371812.pdf>

【問い合わせ先】（医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業受託者）

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 パブリックセクター

医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業担当

E-Mail : jpdtcmhlwpatrolr@tohmatu.co.jp

※ 電話・郵送での問合せは受け付けておりませんので、メールにてお願いいたします。

恐れ入りますが、ご理解の程お願いいたします。

案件番号 : xxxxxxxx

2019 年 x 月 x 日

〇〇 御中

医療広告ガイドラインに対する抵触事例について

厚生労働省医政局総務課

平素より厚生労働行政の推進についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別紙 1 の事案において「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に抵触する内容があり、対象医療機関に対してガイドラインの周知及び適切な対応の依頼を行いましたが、その後改善が確認できないため、別紙 1 のとおり、情報提供を行います。

本状到達後 3 か月以内を目途として当該医療機関に対する指導を実施いただき、改善の状況について別紙 2 で下記の事務局あてメールにてご一報いただきますようお願いいたします。

【本案件に関する事務局】

（厚生労働省委託事業「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受託者）

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社（担当：永元、深瀬）

東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

TEL：03-6860-7722 FAX：03-5220-8601

E-mail：jpdcmhlwpatrolr@tohmatu.co.jp

案件番号：xxxxxxx

(別紙1) 医療広告ガイドラインに対する抵触事例の内容及び対応の経緯

広告等の対象となつた医療機関等	名 称：〇〇クリニック 所在地：〒000-0000 東京都 連絡先：03-0000-0000
広告等を行ったもの	同上
ウェブサイト URL	http://www.aaaaaaa-dental.com/
広告等の発見経緯	Xxx（記載例：本事業専用の「医療機関ネットパトロール」ページ（ http://iryoukoku-patroll.com/ ）内に設けた専用通報フォームより広く国民・患者等から情報提供として受け付けた通報による。）

ガイドラインに抵触している表示	抵触しているガイドライン条項	別添2
Xxx	Xxx（記載例：3-1-(1)広告が可能とされていない事項の広告）	x 枚目

医療広告ガイドラインの周知経緯	医療機関通知	通知日：2019 年 x 月 x 日	違反件数：○件
	改善状況確認 (1 回目)	確認日：2019 年 x 月 x 日	違反件数：○件 改善意思：
	改善状況確認 (2 回目)	確認日：2019 年 x 月 x 日	違反件数：○件
	<備考> x x x（必要に応じて補足説明を記載）		
添付資料	■別添1：上記医療機関通知日に当該医療機関へ通知した通知文 ■別添2：上記医療機関通知日に当該医療機関へ通知した違反内容 ■別添3：医療機関通知後、改善状況確認を実施した最終結果		

(別紙2) 医療広告に係る医療機関への指導・改善状況

医療機関への指導時に記入願います。

改善状況の確認時に記入願います。

[illegible]